

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める

意見書の提出を求める陳情

討論要旨 川村つよし議員

政府は、総人件費抑制を前提とした国の行政機関の機構・定員管理に関する方針に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を現在も進めています。そのため、国の行政機関の現場では、正規職員を増やすことができず、代わりに非常勤職員の多くが採用され、その数は約8万人に上っています。非常勤職員は、3年で一律公募にかけられるか、雇い止めされるか、不安定な雇用のため、官製ワーキングプアと批判される事態となっており、地域経済にとっても小さくない影響を与えています。

陳情書では、この対策として、

1、住民の暮らしと命、安全・安心をまもるために、「行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）」を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）」を撤回すること。

2、全国一律の行政サービスを提供するうえで、国の出先機関が必要不可欠であることをふまえ、廃止・縮小・委譲などを実施しないこと。

3、憲法で定められた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこと。

の3つを国に求めるものです。

この陳情が付託された総務委員会では、1項目めにある総定員法の廃止には反対だとの意見がありました。新型コロナウイルスや多発する災害において、公務員の重要性が見直されています。日本の国家公務員は、2001年の中央省庁再編時から3分の1に減少しています。政府公表の人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較では、フランス90.1人、イギリス67.8人、アメリカ64.1人、ドイツ59.7人に対して日本は36.9人と、圧倒的に少ない水準です。非正規職員の正職員化を含め、国民生活の安全・安心のための必要な人員を確保することは急がれる課題です。

この間の国家公務員の定員削減によって、国・地方の様々な公務部門で必要な正規職員が配置できなくなり、国民生活の向上や安全などの職務遂行に支障が生じています。震災被災地の救援・復興に当たって避難所の生活環境等の改善について内閣府通達が出されても、通達を受け止め実行する「公務の力」が不足していることが指摘をされています。

人事院も、若年層職員の減少により技能などが世代間で継承されないなど、業務遂行上の重大な支障が生じていると指摘し、その要因が、政府の総人件費抑制方針の下、継続的な定員削減や新規採用抑制の取組が進められてきた影響だと答弁をしています。

正規職員を増やすことができない元凶と言える法律の廃止がなぜ問題なのか理解できないと申し上げて、賛成討論いたします。